

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の社会福祉活動の普及及び推進に資するため、特に社会福祉に功労があった者及び団体を表彰することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本会の理事並びに監事、評議員及び委員会委員(以下「役員」という。)として、通算10年以上在任した者。
- (2) ボランティア活動で功績が特に顕著な者又は団体。
- (3) 社会福祉活動で功労が特に顕著と認められる者又は団体。
- (4) 本会の社会福祉事業で功績が特に顕著と認められる者又は団体。
- (5) 本会の社会福祉事業のため10万円以上相当額の金品を寄附した者又は団体。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、本会等が主催する社会福祉大会により会長が表彰及び感謝状を授与するとともに、記念品を贈呈して行う。

2 表彰状は、前条第1号から第3号までに該当するもの

3 感謝状は、前条第4号又は第5号に該当するもの

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、事前に本会の理事会の同意を得るものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。